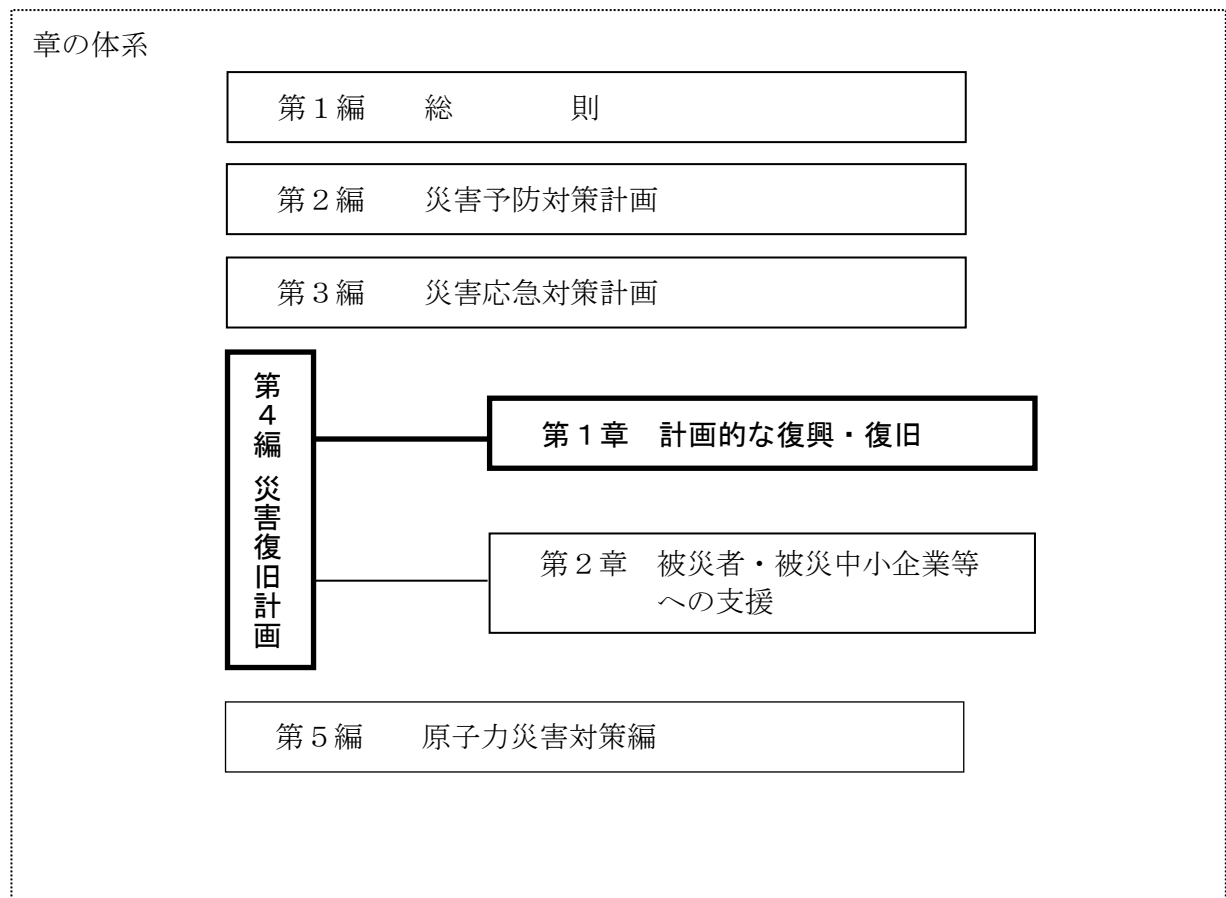


# 第4編 災害復旧計画

第1編	総	則		
第2編	災害	予防	計画	
第3編	災害	応急	対策	計画
第4編	災害	復旧	計画	
第5編	原子力	災害	対策	編
資	料	編		

第1章	計画的な復興・復旧	復- 1
第2章	被災者・被災中小企業等への支援	復- 5

## 第1章 計画的な復興・復旧



第1節	総合的な復興基本計画の策定 .....	復－2
第2節	災害復興事業の推進 .....	復－3

## 第1節 総合的な復興基本計画の策定

大規模な災害が発生した場合に、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

### 第1 復興に向けた地域別指針の策定

町は、県や関係機関等との連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

県は、統一かつ整合性のある復旧・復興の実現のため策定した基本方針に基づいて関係市町の総合的な調整を行う。

### 第2 復興の手順、基本目標の検討

町は、優先的に復興すべき施設等の優先順位やまちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を内容とする復興計画を策定する。

### 第3 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県および町が中心となり国・県・市町・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

### 第4 地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、町および県は定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

### 第5 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

## 第2節 災害復興事業の推進

### 第1 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、被災箇所を原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上、改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を作成し、早期復旧を目標にその実施を図る。

### 第2 計画の内容

#### 1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

### 第3 災害復旧事業にともなう財政援助および助成計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国または県が費用の全部もしくは一部を負担または補助するものは、町または県、その他の機関は、復旧事業費の決定および決定を受けるため査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

### 第4 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害改良復旧事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業

- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
- (14) たん水排除事業

## 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助。
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

## 3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

## 4 その他の財政援助および助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子および寡婦福祉資金に関する貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例